

被留置者の護送に関する訓令

発出年月日：平成19. 6. 1

文書番号：沖縄県警察本部訓令17

公表範囲：概要

改正 平成29. 3 訓令13

この訓令は、法令の定めるところにより、身柄を拘束中の被逮捕者及び被勾留者等（以下「被留置者」という。）の護送に関し、適正かつ円滑な推進及び事故防止を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。